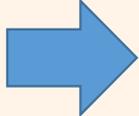


蓄電池設備に関する事項

● 規制する蓄電池容量の単位の変更

主な蓄電池の種別ごとの蓄電池容量

電池種別	【現 行】 Ah・セル		【改正後】 キロワット時 (kWh)
鉛蓄電池	4,800		9.6
ニッケル水素蓄電池			5.76
リチウムイオン蓄電池			17.76

- 火災予防条例第13条関係
 - (1) 規制単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に改めました。
 - (2) 20 kWhを超える蓄電池設備は地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とします。
 - (3) 上記 において、開放型鉛蓄電池の場合は、耐酸性の床又は台上に設置することとします。
- 火災予防条例第51条関係
蓄電池設備の届出対象を、20 kWh (20キロワット時) を超えるものとしします。

● 新たな蓄電池容量単位(kWh)による規制範囲の変更点

【 現 行 】

電力量	条例の規制	届出
~4,800Ah・セル未満	×	×
4,800Ah・セル以上	○	○

【 改正後 】

電力量	追加条件	条例の規制	届出
~10 kWh以下	なし	×	×
10 kWh超 20 kWh以下	安全対策への適合あり	×	×
	安全対策への適合なし	○	×
20 kWh超	なし	○	○